

公 告

「住所不明組合員のみなし自由脱退について」

2016年12月20日
埼玉県勤労者生活協同組合
理事長 関根正道

転居等で所在確認が出来なくなっており、のみなし自由脱退（ ）手続き対象組合員が
いらっしゃいます。

お心あたりの方は、住所登録変更のご連絡を本部までご連絡下さい。

（のみなし自由脱退の手続）

公告期間を過ぎても住所確認ができなかった組合員を、定款10条第2項、3項による
脱退対象者とし、理事会の承認により脱退手続きを行ないます。

また、手続きの結果は、第4項に基づき総代会へ報告を行ないます。

（のみなし自由脱退処理日）

2017年3月末日となります。

（対象からの除外）

住所が確認できた組合員は対象から除外となります。

のみなし自由脱退とは

組合員から住所変更届けが2年間が行なわれず長期住所不明組合員となった場合、これ
を以って脱退の予告があったものとみなし、理事会の承認に基づき脱退処理を行い、当
該事業年度の終わりにおいて脱退すること。

なお、2017年3月末日付でのみなし自由脱退となった方でも、後日住所が判明した場合
は、手続きを行なった時点での出資金額で再度組合員登録を行ないます。

お問い合わせは、埼玉県勤労者生活協同組合 経理課

電話：048-251-3089までご連絡下さい。